

平成 21 年 9 月 9 日
基 安 安 発 0 9 0 9 第 4 号
基 安 労 発 0 9 0 9 第 2 号

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部
安 全 課 長
労働衛生課長
(公印省略)

新型インフルエンザに関する対応について

標記について、別添のとおり、本省安全衛生部関係団体等に要請したところであるので、貴職におかれても、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）及び作業環境測定法（昭和 50 年法律 28 号）に基づき各都道府県労働局に登録されている機関に対し、必要な要請方をお願いします。

平成 2 1 年 9 月 9 日
担当課 { 基 安 計 発 0 9 0 9 第 1 号
基 安 安 発 0 9 0 9 第 3 号
基 安 労 発 0 9 0 9 第 1 号

各指定機関の長 }
各登録機関の長 } 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部

担当課 { 計 画 課 長
安 全 課 長
労働衛生課長

新型インフルエンザに関する対応について

平素より安全衛生行政の推進に御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、貴職におかれましては、事業運営において、新型インフルエンザ（A/H 1 N 1）の感染防止のための対策を行っていただいていることと思いますが、平成 2 1 年第 3 3 週の感染症発生動向調査（8 月 2 1 日公表）によれば、インフルエンザ定点当たりの報告数が 1 . 6 9 となっており、流行開始の目安としている 1 . 0 0 を上回り、インフルエンザ流行シーズンに入ったと考えられます。今後、流行のピークがくると想定されており、新型インフルエンザ患者数が急速に増加することが懸念されますので、特に下記事項に留意の上、引き続き職員等への感染防止対策をよろしく願います。

また、今後流行が予想される H 5 N 1 型の強毒性の鳥インフルエンザに対応するため、政府の「新型インフルエンザ対策行動計画」に基づき、事業継続計画を策定することが求められており、事業継続計画が未策定の場合には、政府が示している「事業者・職場における新型インフルエンザ対策ガイドライン」等を踏まえ策定するなど、適切な対応をしていただきますよう併せてお願いいたします。

記

- 1 手洗い・うがいの励行、症状が出た方のマスクの着用・外出の自粛、人に咳やくしゃみをかけない咳エチケットの徹底等に努めること。
- 2 今回の新型インフルエンザについては、慢性呼吸器疾患や慢性心疾患等の基礎疾患を有する方や妊娠中の方、乳幼児が重症化するリスクが高いとされていることに

留意し、特に、こうした職員等に対して、早期受診、早期治療に努めるよう御配慮願いたいこと。

- 3 引き続き、国からの発表などに留意し、正確な情報に基づき、冷静に対応いただきたいこと。

(参考)

- ・厚生労働省HP 新型インフルエンザ対策関連情報
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou04/index.html>
- ・基本的対処方針（新型インフルエンザ対策本部）
http://www.kantei.go.jp/jp/kikikanri/flu/swineflu/newflu20090522_shinkihontaisho.pdf
- ・新型インフルエンザ対策行動計画
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou04/13.html>
- ・事業者・職場における新型インフルエンザ対策ガイドライン
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou04/09.html>
- ・新型インフルエンザ対応中央省庁業務継続ガイドライン
<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/dai23/dai23.html>